

○障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例(仮称)案(素案)に対する意見及び意見への対応

議論済:委員会において整理が行われているもの / 修正・追加:条例案に反映したもの / その他:条例案に反映をしなかったもの等 / 引き続き協議:前回の委員会において積み残しとなっているもの

※下線部分は、前回の討議を踏まえて修正した箇所及び修正を反映した条文

項目	関係団体名等	意見	意見への対応
条例全体について	三重県障害者団体連合会	三重県がつくる条例であり、三重県らしさが見えてくると良い。法律や国の計画の補完、補強の部分と「相まって」とあるように別の視点の施策がハッキリすればこの条例の目指すところが見えてくるのではないかと。不当な差別行為の禁止や合理的配慮の提供も法律と変わらない。相談機関の設置も現在設置されている差別に関する相談窓口を条例で位置づけるだけでは新鮮味に欠けるのでは？	議論済 この条例案では、(1)法律や既存の条例の施策との関係を明確にしていること、(2)障がい当事者の参加が確保されるようにしている(意見聴取の規定、計画の策定、協議会の活用など)こと、(3)聴き取り調査の結果等を踏まえて施策を規定している(防災等に関する規定を設けるなど)こと、などの点で、他の道府県の条例にはない特色(三重県らしさ)が出るようにしています。相談窓口については、相談員の設置も併せて規定するとともに、紛争解決手続を規定し、相談・紛争解決体制の充実強化を図っています。
	三重県に障害者差別解消条例をつくる会	他県の条例もさることながら、三重県内の市町で三重県に先駆けてつくられた「名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例」や「名張市手話その他コミュニケーション手段に関する施策の推進に関する条例」についても十分な調査及び検討を行い、名張市の条例で踏み込んでいる内容については、名張市の条例の内容を取り入れていただきたい。また、名張市の条例にはない内容があれば、県の条例でそれをカバーするようにしていただきたい。  そのことが、障害に基づく差別をなくし、共生社会を実現するための取組を市町等との連携・協働のなかで進めていくことになることと考える。  ※名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例 第3条 基本理念 (6) 共生社会を実現するための取組は、国、県、市、市民等その他関係機関の適切な役割分担並びに相互の連携及び協働の下に行われること。	修正・追加 ①市町が、住民に身近な行政サービス(保育、福祉サービス等)を実施する一方で、県は、広域にわたるものや市町での処理が困難な事務を行っており、県と市町とではその役割に違いがあります。そのような観点から、県の条例と市町の条例とでは、定める施策に違いが生じることについてご理解をいただきたいと考えています。 ②名張市の条例(名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例)における理念(1)社会参加の権利の確保、(2)生活場所の選択の機会の確保、(3)意思疎通手段の選択の機会等、(4)複合差別による困難な状況に応じた配慮、(5)障害・社会的障壁に係る問題の認識・理解、(6)国、県、市、市民等の役割分担と相互連携・協働)は、おおむねこの条例案の理念と同一であると考えています。 ③国との連携については、「市町等との連携協力」の規定に追加します。(第6条)
条例名	三重県障害者団体連合会	「県は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた施策を・・・」となっており、1ページの基本理念は「障害の有無によって分け隔てられることなく・・・」共生社会の実現をめざす条例の名称を「障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例」でなく、障がいのある人もない人も暮らしやすい三重県づくり条例」としてはどうか。	議論済 いただいた様々なご意見を参考としつつ、条例名については、「全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という目的を踏まえ、また、県民全てにとってのものであることを明確にするため、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」という名称とします。
	三重県に障害者差別解消条例をつくる会	条例名では、障害を理由とする差別の解消を推進することを明確に記した形にしたい。そのうえで、共生のまちづくりも併せて明記することを強く望む。障害の有無に関わらず、という趣旨から「誰もが」といった誰にとっても受け入れられやすい名称もあるかと考えるが、障害を理由とする差別を解消の推進を図ることを通して、共生社会の実現を行っていくことが必要である。したがって、「誰もが」というのではなく、しっかりと上記の事を踏まえた条例名を検討されたい。  ※この条例に限らず、全ての条例は、県民全てにとって関係のある条例であり、そのことを条例名にする必要はない。	
	三重県視覚障害者協会	条例の名称 [障がいがあってもなくてもだれもが暮らしやすい] の文言を入れること。	
	三重県知的障害者育成会	一部の団体から「障害者」を前面に出すようにという声が出てくると思われませんが、代って立つ立場の違いで主張する内容にのみこだわっていくのが通常ですが、人はその時その時によって違う顔を持ちます。その上で、所属する境遇に偏って主張するものですが、私たちは、時に「親」であり、「子」であり、団体代表であったり、国民・県民・市民等であったり、障害があつたりなかつたり、差別を受ける側であつたりなかつたりという多面性を以って生活しています。 過去に『人権が尊重される』県であるという宣言のもとに作られた条例では、様々な分野から選出された委員が、自分の分野の主張をしながらも他の委員の主張を聞いて共通認識を持ちながらほかの分野への思いも伝えて作り上げました。 内閣府に関わってみえる野澤和弘さんは、「障害者」を前面に出さないと前へ進まないといってみえますが、地域性もあり、前面に出せば「逆差別」との声で、さらに差別が助長されると危惧しています。 全国では、「障害のある方もない方も」と冠している条例の制定が進んでいます。今回の名称は、最大公約数的にも、最小公倍数的にも納得できるものだと考えます。	

○障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例(仮称)案(素案)に対する意見及び意見への対応

議論済:委員会において整理が行われているもの / 修正・追加:条例案に反映したもの / その他:条例案に反映をしなかったもの等 / 引き続き協議:前回の委員会において積み残しとなっているもの

※下線部分は、前回の討議を踏まえて修正した箇所及び修正を反映した条文

項目		関係団体名等	意見	意見への対応	
前文		三重県に障害者差別解消条例をつくる会	①障害者権利条約との関係についても明記すべき ②この条例が障害者だけのものではなく、多様性を認め合い、誰もとりのこさない社会の構築が全ての県民のためでもあることを謳うべき。	修正・追加	いただいたご意見の趣旨を前文に盛り込みます。
第1 総則	ア 目的	三重県障害者団体連合会	「障害者基本法、障害者差別解消法その他関係法令と相まって」となっているが、共生社会実現の理念等は障害者基本法と同一との表現もみられるので、「・・・等の関連法令を補完、補強し」として、国の法令と同等とするより、補完、補強する条例と位置づけた方が良いのではないかと考える。	議論済	「関係法令と相まって」については、法令の施策を具体化・補完するという意味も含まれると考えています。
		三重県聴覚障害者協会	「この条例は・・・障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策並びに障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策・・・」とありますが、障がい者の自立及び社会参加の支援という言葉には「福祉」を連想させます。差別解消条例の理念から考えると、「権利」「社会的障壁の除去」が入らなければならないと考えます。 また、「社会参加」という言葉は、結局のところ社会は健常者中心の社会であり、障害は個人の問題であるというかつての医学モデルから脱却できていません。「障害は個人ではなく社会にある」という社会モデルから見て、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策ではなく、「社会的障壁の除去のための施策」としてください。 それが、障害のある無しに関わらず、すべての人が暮らしやすい三重県づくりとなります。	議論済	この条例案は、障害者基本法等と相まって共生社会の実現を目指すことを目的としており、権利擁護と自立・社会参加の双方を推進することとしています。そして、障害者基本法や障害者差別解消法の施策との関係性を明確にするためには、施策の呼び方を法律におけるものとそろえておくことも重要であることから、障害者基本法に対応する施策を「障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策」と整理しています。そして、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策並びに障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策」を「共生社会の実現に向けた施策」と整理しています。 権利擁護の趣旨は、「差別の解消の推進」に含まれており、基本理念において、「社会的障壁の除去」について規定しています。
		三重県に障害者差別解消条例をつくる会	「あらゆる形態の差別を禁止」し、建設的対話をもってそれを解消していく仕組みを定め、インクルーシブな共生社会の実現を目的とすることを目的に追加すべき。  理由 検討事項⑤(1)差別を解消するための取組は、…相手側を一方向的に避難し制裁を加えるものであってはならないということが基本理念として入れた方がいいという意見があるのであれば、障害者差別の解消と共生社会の実現に向けた取組みについての目的や趣旨として、明確に表すべきである。	修正・追加	この条例案における差別の禁止は、間接差別・関連差別を導入することに課題があることを踏まえ、障害者差別解消法を基本としているため、いただいたご意見(「あらゆる形態の差別を禁止」)の追加は困難であることにご理解をいただきたいと考えています。 「建設的対話をもってそれを解消していく」という趣旨については、いただいたご意見を踏まえ、基本理念(施策の基本方針)に規定します。(第4条第1項第3号) 「インクルーシブな共生社会の実現」については、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という文言で表現されていると考えています。
	イ 定義(障がい、障がい者の定義)	三重県に障害者差別解消条例をつくる会	条例では、障がいや障がい者という表記でなく、障害、障害者とすべき。  基本的には、正副委員長たき台の修正案に賛同する。ただし、疾患などで、周期的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人もいる。他の道府県では規定されていないということだが、国会答弁でも明らかとなっており、他の都道府県に先駆けて、周期的という言葉を加えてもよいのではないかと考える。 断続的に含むと解することが周期的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人自身が条文を読むことで解するかどうかの問題である。 したがって、周期的という言葉の規定すべきであると考えます。  また、難病や慢性疾患等が含まれることをより明確にするという観点から、特定の障害名を追加する場合は、難病法から漏れる、希少ではないが治らない病気もきちんと含まれるよう、難治性疾患などとすべき。	その他	県では、公用文において、「障がい」の表記を用いることとしており、条例においても同様の取扱いとしていることから、「障がい」、「障がい者」と表記することにご理解をいただきたいと考えています。
				議論済	①日常生活等の制約については、「断続的」である場合も明文化することとしています。「周期的」については、法令解釈上、「断続的」との違いが非常に難しいと考えられるため、「断続的」に含むものとして整理します。  ②「難病」に関しては、難病法に規定する難病と同一ではなく、同法の対象とならない疾病が対象から除かれるものではありません。条例案では、県民に分かりやすい用語を使う必要性などとの兼ね合いもあり、「難病に起因する障がいその他の心身の機能の障がい」とすることでご理解をいただきたいと考えています。

○障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例(仮称)案(素案)に対する意見及び意見への対応

議論済:委員会において整理が行われているもの / 修正・追加:条例案に反映したもの / その他:条例案に反映をしなかったもの等 / 引き続き協議:前回の委員会において積み残しとなっているもの

※下線部分は、前回の討議を踏まえて修正した箇所及び修正を反映した条文

項目	関係団体名等	意見	意見への対応
	イ 定義(障がい、障がい者の定義)	<p>差別は、障害のある人にだけ向けられるものではありません。 第3 障がいを理由とする差別を解消するための体制 アに書かれているように「障がい者等」「障がい者やその家族等」などの障害のある人の家族や支援者を含むことがわかる文言をどこかの条文への挿入を求めます。 人権が尊重される県としての条例でも、当時としてはその視点がなく書き込めませんでした。 兄弟姉妹は、「害児」とその子の兄弟姉妹のことを言い募られて転校を余儀なくされています。 これらの事象をどこで救うのでしょうか？</p>	<p>修正・追加</p> <p>障がいを理由とする差別に直面することにより、障がい当事者だけでなく、障がい当事者のご家族も苦しんでおられる状況があり、ご家族を含め、権利侵害の防止等を図ることは重要な課題であると認識しています。 他方で、障がい当事者のご家族などに対する差別行為は「障がいを理由とする差別」として捉えにくいところがあり、これを含めると、禁止される差別の範囲が大幅に広がることとなり、その範囲を画定することが難しくなるのではないかという課題が考えられます。そのため、現時点では、条例案においては、障がい当事者に対する差別の禁止等を定めることをご理解をいただきたいと考えていますが、<u>前文において、このような課題があることを指摘することとします。</u> なお、障害者基本法第23条が、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務の実施などを定めています。また、県においては、人権に関する相談窓口も設置されており、これらにより障がい当事者のご家族が受ける差別の問題への対応が図られるよう求めてまいります。</p>
第1 総則	三重県障害者団体連合会	<p>「行政機関等のうち、国の行政機関及び独立行政法人等を除いたもの」となっているが、国の機関であれ国が作った独立行政法人であれ、不当な差別行為や合理的配慮の欠如を看過する姿勢は如何なものか？ 解決困難な事案はスルーするという姿勢かな？ 行政機関は不当な差別行為の禁止及び合理的配慮ともに法的義務を負っていることを前提に対処されたい。</p>	<p>議論済</p> <p>条例案で差別禁止の対象となる「行政機関等」の整理については、①国、都道府県、市町村がそれぞれ独立性を持つ機関であること、②差別の禁止規定が相談体制や紛争解決を図る体制の下での解決を図るべき事案と密接に関わることから、これらの体制での実効的な解決が可能かという観点から差別の禁止の対象を検討すること、を踏まえて行う必要があります。 行政機関等において差別的取扱いや合理的配慮の不提供があった場合、それぞれの機関の独立性に鑑みると、当該行政機関等の窓口に出し、当該行政機関等において解決を図ることが基本とされ、そのような観点からは、県の条例では、県と県が設立した地方独立行政法人を対象とすることが原則と言えます。しかしながら、一方で、委員会での聴き取り調査などの結果、市町が住民に身近な存在であるが故に、かえって市町の相談窓口で相談しづらい場合があることなども指摘されています。 そこで、この条例案では、「行政機関等」に県や県が設立した地方独立行政法人のほか、市町など県内の地方公共団体も含めることとし、県での相談等に対応できるようにしました。</p> <p>国を含めるかどうかについては、委員会においても議論が行われましたが、国について市町など同様の課題があるかどうか明らかでなく、県において国が関わる事案の実態を詳細に把握することが容易でない状況も併せて考えると、国が関わる事案について、県において実効的な解決を図ることができるかが不透明な状況にあります(福岡県の条例は、国を含んでいます。照会を行ったところ、「障害者差別解消法の用語と統一したものであり、国の事案を含むことによる課題などは議論されていない」との回答を得ており、三重県において直ちに参考にすることはできないと考えています)。 そのようなことから、現時点では、国が関わる事案については、国での解決に委ねることとしています。 なお、条例上、差別の禁止の対象に含まないもの(国が関わる事案や雇用差別など)についても、県に相談が寄せられた場合には、関係行政機関につなぐこととしています。また、県が連携協力すべき者に国を追加します。</p>
	三重県に障害者差別解消条例をつくる会	<p>行政機関等に、国の組織(国の行政機関と独立行政法人等)も含むべきである。平成29年10月1日に施行された「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」では、行政機関等 国の行政機関(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号。以下「法」という。)第二条第四号に規定する国の行政機関をいう。)、地方公共団体(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。次号において同じ。)、独立行政法人等(法第二条第五号に規定する独立行政法人等をいう。次号において同じ。))及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人(同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。))をいう。次号において同じ。))をいう。</p> <p>としており、国の行政機関や独立行政法人もその対象としている。また、そうしたなかで、障害者差別解消法の実効性を確保するための相談及び紛争防止体制も明記されている。 福岡県ではできることが、三重県ではできず、国の関係機関に適切につなぐ役割にとどめるのはなぜか。 障害者差別解消法では、紛争解決を図る体制が不十分であることもあって、この条例で具体化しようとしていると考えるので、国の関係機関に適切につなぐ役割にとどめなければならない理由は特に見当たらないと考える。</p>	
	三重県視覚障害者協会	行政機関の定義では、広く解釈できるように定義すべき。	

○障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例(仮称)案(素案)に対する意見及び意見への対応

議論済:委員会において整理が行われているもの / 修正・追加:条例案に反映したもの / その他:条例案に反映をしなかったもの等 / 引き続き協議:前回の委員会において積み残しとなっているもの

※下線部分は、前回の討議を踏まえて修正した箇所及び修正を反映した条文

項目	関係団体名等	意見	意見への対応
第1 総則	三重県に障害者差別解消条例をつくる会	<p>①障害に基づく差別の定義そのものが、素案では定義されていない。名張市で施行されている「名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例(平成28年3月28日条例第4号)」では、障害に基づく差別として、「障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいい、障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。」とし、障害者差別解消法に規定している直接差別だけでなく、関連差別や間接差別も差別としている。</p> <p>名張市が県に先駆けて制定・施行した条例の基本的な枠組みとしての「差別の定義」が異なることは、市町等との連携協力を図る際にも大きな障壁となると考える。</p> <p>三重県議会においても、三重県の市町の一つである名張市の上記の条例について詳しく調査され、三重県の条例においても、名張市の条例と同様に、「障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいい、障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。」と定義されたい。</p>	<p>条例における差別の禁止の定め方については、障害者差別解消法等を踏まえ、相談体制等の仕組みとの関係などを総合的に考慮し、それぞれの自治体において判断されます。間接差別・関連差別の禁止を定めることについては、現状では課題があると考えられることから、この条例案で禁止する差別は障害者差別解消法を基本としています。</p> <p>我が国は、障害者権利条約を国内法化するに当たり、「障害に基づく差別」を「障害を理由とする差別」という用語として整理していることから、条例においても、後者の用語を基本とすることが適当であると考えています。また、障害者差別解消法は、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の否定」を「障害を理由とする差別」とする整理を前提にしており、条例案もこの考え方に立脚しています。</p> <p>なお、前文において、障害者権利条約におけるあらゆる形態の差別の禁止が定められていることを明らかにします。</p>
	三重県聴覚障害者協会	<p>「合理的配慮」という言葉はどうしても、提供をする側・提供を受ける側というイメージがあります。</p> <p>障害者権利条約における「合理的配慮」とは、双方の話し合いによる調整、変更という意味があります。</p> <p>「合理的調整」または「合理的変更及び調整」という言い方にできないでしょうか。</p>	<p>当委員会では、招致した参考人より、「合理的配慮は、差別を回避するための措置を行うものとして発展してきた考え方である」との意見を聴取しており、条例において「合理的配慮」を規定するに当たっては、こうした考え方に立つべきであると考えています。その観点から、委員会においても、「合理的配慮」が恩恵的に施すものであるといったイメージで誤解されないよう、定義を設ける又は言い換え(異なる用語を採用する)を検討すべきであるとの意見が出されました。</p>
	イ 定義(差別・合理的配慮の定義)	<p>②合理的な変更又は調整(合理的配慮)についても定義されたい。</p> <p>また、合理的配慮に関する「過重な負担の基本的な考え方」については、条文では難しくても、逐条解説に明記し、その際には、過重な負担について、関係事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。提供者(行政職員、事業者等)は、個別の事案ごとに具体的な検討を行った上で過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましいという内容を一歩前進させていただきたい。</p> <p>具体的には、過重な負担を行政側、事業者側が拡大解釈を行い、代替措置・対案の検討を怠ったり、建設的対話を拒んだりすることは適切ではなく、建設的対話を通じて柔軟な措置を講ずる旨を明記されたい。</p> <p>そうすることにより、より一層、合理的配慮の提供がなされることの後押しとなる。</p> <p>「合理的配慮」は、健常者側から障害者側への一方的な心配りや配慮をしてあげるといふ上から目線の行動として受け止められる恐れが充分予測される。このため、三重県における条例では、用語として定着しつつある「合理的配慮」という語句はあえて用いず、代わりに「合理的な変更及び調整」を語句として用いるようにしていただきたい。</p> <p>法律と条例の用語による不統一による混乱については、定義に、「合理的な変更及び調整」に関する項目を新たに設け、その意図を広く県民、行政機関等や事業者に対して浸透させ、理解を深めていくことが重要である。</p> <p>合理的配慮について、法制上はハードルが高いようであるが、「合理的な変更・調整」などの用語にしてはどうか。(新政みえ)</p>	<p>いただいたご意見と委員会での意見を踏まえながら、「合理的配慮」の規定の在り方を検討します。</p>

○障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例(仮称)案(素案)に対する意見及び意見への対応

議論済:委員会において整理が行われているもの / 修正・追加:条例案に反映したもの / その他:条例案に反映をしなかったもの等 / 引き続き協議:前回の委員会において積み残しとなっているもの

※下線部分は、前回の討議を踏まえて修正した箇所及び修正を反映した条文

項目	関係団体名等	意見	意見への対応
ウ 基本理念 (1)共生社会の実現に関する理念	三重県に障害者差別解消条例をつくる会	<p>下記の内容を記したうえで、①、②(共生社会の実現に関する理念)の内容を条文に記していただきたい。</p> <p>「共生社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。」</p> <p>また、①と②に加えて、③を明記していただき、県民へ周知していただきたい。</p> <p>③障害及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、全ての県民の問題として認識され、その理解が深められること。</p> <p>さらに①については、県として特に重視すべき事項(機会均等、地域生活、教育、複合差別の禁止と解消など)についても記すべき。 障害者基本法が規定する生活場所の選択の機会の確保だけでなく、共生社会の実現をめざすためには地域生活についても明記する必要がある。</p>	<p>修正・追加</p> <p>①「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提とする」については、障害者基本法が明らかにしている重要な考え方であり、いただいたご意見を基本理念に盛り込みます。(第3条第1項)</p> <p>②委員会においても、社会的障壁の問題についての理解を深めることを規定すべきではないかとの意見が出されました。委員会における意見とご指摘の意見を踏まえ、「社会モデル」の考え方の理解を深めることを追加します。(第4条第1項第2号)</p> <p>③いただいたご意見(機会均等等)については、施策の基本方針のほか、具体的な施策に反映されていると考えています。なお、地域生活に関することは、「全ての障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」(障害者基本法第3条第2号)における「地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」に含まれていると考えています。</p>
第1 総則	会派意見	<p>「社会のあらゆる分野における全ての構成員が社会的障壁の除去を実施することにより、障がいを理由とする差別の解消を推進する責務を有するとの認識の下に」のうち、「認識の下」について、「下」を平がなに改めてはどうか。(自民党)</p>	<p>修正・追加</p> <p>「認識の下に」を「認識を踏まえて」に修正します。(第4条第1項第1号)</p>
ウ 基本理念 (2)施策の基本方針	三重県障害者団体連合会	<p>(ア)「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策は、社会のあらゆる分野における全ての構成員が社会障壁の除去を実施することにより・・・策定され、・・・実施されなければならない。」との表現は、差別解消が進まなかったときに県民の認識が浅いということ理由にする予防線ではないか。社会の全ての分野における全ての構成員の認識や理解を深めることは必要だと考えるが、認識や理解が深まったことを前提に施策や事業を計画するのでは初めから目標達成できないと考える。</p>	<p>議論済</p> <p>「社会のあらゆる分野における全ての構成員が社会的障壁の除去を実施することにより、障がいを理由とする差別の解消を推進する責務を有するとの認識」は、いわゆる障がいの「社会モデル」を踏まえ、「社会的障壁の除去」が社会の側において積極的になされなければならないとの認識を明らかにしたものです。</p>
	三重県に障害者差別解消条例をつくる会	<p>(イ)障害者差別解消法において対象となる障害者は、「障害又は社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」であり、機能障害にとどまるものではない。 障害特性について一定の理解は必要かもしれないが、より重要なことは、個別の障害を理解するのではなく、障害の「社会モデル」の理解、個々のニーズへの対応方法、合理的配慮の提供のための建設的対話に必要なことを学ぶことである。</p> <p>そうした知識や理解を深めること、社会モデルの視点を理解するための研修機会の提供、ならびに障害者団体との連携を充実させる施策こそが共生社会を実現させるためには、必要である。 上記に示した施策と一体的に策定され、及び実施されなければならないとされたい。</p>	<p>修正・追加</p> <p>県民の役割に関し、委員会において、「社会モデル」の考え方を踏まえ、社会的障壁の問題についての理解を深めることを規定すべきではないかとの意見が出されており、この意見は、施策の基本方針における障がい等に対する理解を深める施策に対しても当てはまるものと言えます。 委員会における意見とご指摘の意見を踏まえ、「社会モデル」の考え方の理解を深めることに主眼を置いた文言に修正します。(第4条第1項第2号)</p> <p>関係団体との連携については、「市町等との連携協力」として規定しています。</p>

○障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例(仮称)案(素案)に対する意見及び意見への対応

議論済:委員会において整理が行われているもの / 修正・追加:条例案に反映したもの / その他:条例案に反映をしなかったもの等 / 引き続き協議:前回の委員会において積み残しとなっているもの

※下線部分は、前回の討議を踏まえて修正した箇所及び修正を反映した条文

項目	関係団体名等	意見	意見への対応
第1 総則	ウ 基本理念 (2)施策の基本方針	<p>○「障がいの特性及び障がい者に対する理解」という表現について、やや「医療モデル」を踏襲しているように思われるので、「社会モデル」の考え方を使得って文言を修正すべき。(新政みえ)</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「障がい及び社会的障壁に対する理解」と修正する。</li> </ul>	<p>「障がいの特性及び障がい者に対する理解」については、基本理念のほか、県民の役割、教育、啓発活動の規定にも存在するため、これらの規定同士の関係を踏まえ、次のように修正します。(基本理念：第4条第1項第2号、県民の役割：第8条第1項、教育：第26条第1項、啓発活動：第31条第3項)</p> <p>「障がいの特性及び障がい者に対する理解」を「障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解」に修正</p> <p>※1 啓発活動の規定において「障がい者に対する理解(障がい者に対する肯定的認識を含む)」となっていた部分については、基本理念、県民の役割、教育、啓発活動の全てにおいて含まれる解釈ができるよう、基本理念に移して文言を整理します。</p> <p>※2 上記修正に伴い、啓発活動の規定に「社会的障壁の除去の重要性に関する意識の啓発」を追加します。</p>
	三重県視覚障害者協会	<p>条例の施策には、障害当事者の社会的自立にはその就業が大きな意味を持つことから、現実とその就業の継続の困難性があることを重視し、困難な状況を社会的に除外することが肝要であることを追加されたい。</p>	修正・追加
	三重県知的障害者育成会	<p>障がい当事者が積極的に社会参加できるよう、当事者および関係者に必要な情報を提供し、自らの障がいを正しく認識できるための施策を講じること。</p>	修正・追加
	三重県知的障害者育成会	<p>②・・・その他の関係法令に基づく施策との有機的連携の下・・・ 太字の前に、施策に関連付けて(有機的・・・)総合的にでは如何でしょうか?</p>	議論済
	三重県障害者団体連合会	<p>「(1)差別を解消するための取組みは、差別する側と差別される側とに分けて相手側を一方的に非難し制裁を加えようとするものであってはならない。」との考え方は根本的には正しいと考えられるが、差別解消法や差別解消条例が必要な理由は双方の力関係が対等でないことに端を発しているのではないか?障害者が暮らしやすい三重県を謳いながら、このような表現を敢えて行う真意は「差別される側にも差別するものを一方的に非難し制裁を加えようとする者がいる」という前提になっていないか。</p>	議論済
ウ 基本理念 その他の理念	<p>三重県に障害者差別解消条例をつくる会</p> <p>(1) (差別される者と差別する者と分け、一方的に非難し、制裁を加えるものであってはならないこと)については、条文を削除すべき。 障害者基本法や障害者差別解消法の趣旨や理念を踏まえれば、(1)の規定は必要ない。 (1)の規定を必要とする三重県であるとするれば、障害者差別解消法や障害者基本法に対する県民への啓発が不十分であるということである。</p> <p>(2) (複合差別)について 複合差別についても明記していただいたことに感謝申し上げます。 必ず、条文に明記していただきたい。 複合差別の実態として、望まない異性介助、性暴力や虐待の被害、女性施策・障害者施策のどちらの窓口でも適切な対応を受けられないこと、育児支援が受けにくいことがその一例として挙げられる。</p>	修正・追加	

○障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例(仮称)案(素案)に対する意見及び意見への対応

議論済:委員会において整理が行われているもの / 修正・追加:条例案に反映したもの / その他:条例案に反映をしなかったもの等 / 引き続き協議:前回の委員会において積み残しとなっているもの

※下線部分は、前回の討議を踏まえて修正した箇所及び修正を反映した条文

項目	関係団体名等	意見	意見への対応
第1 総則	ウ 基本理念 その他の理念	会派意見 「差別を解消するための取組は、差別する側と差別される側とに分けて相手側を一方的に非難し制裁を加えようとするものであってはならないとの認識」という理念について、「非難」や「制裁」といった表現は少しきつく感じる。もう少し違う表現を使用してはどうか。(新政みえ)	修正・追加 この理念は、障害者政策委員会差別禁止部会が、「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」に関する意見において示した「差別者・被差別者という形で国民を切り分けてこれを固定化し、相手方を一方的に非難し制裁を加えようとするものであってはならない」とする視点を基にしたものです。 県が施策を実施する際に注意を払う視点を規定することを意図したのですが、ご指摘にあるように、誤解を招くおそれがあるため、規定は設けないこととします。 ※この理念に代えて、「合理的配慮の提供における建設的対話の重要性に関する認識」を加えます。(第4条第1項第3号)
		三重県知的障害者育成会 上記名称について意見(条例の名称に関する意見)に準じた記述を求めます。	その他 この条例案は、誰もが暮らしやすい三重県づくりを目指すこととしており、そうした三重県づくりの実現に向け、地域社会での共生などを基本理念として定めています。いただきましたご意見については、これらの理念に含まれていると考えています。
		三重県に障害者差別解消条例をつくる会 この条文(いわゆる「親亡き後の問題」)は平成30年2月20日の特別委員会でのことについて述べられた芳野委員の意見を支持し、削除していただきたい。障害者の親に対して、健常者の親以上に親の責務を押しつける風潮を助長するものであるから削除されたい。親や保護者の存在の有無や意向に関わらず、権利としてあらゆる分野に社会参加していくことを市町、関係機関、関係団体等と連携・協働し、その権利行使の実現に向けた取組を進めることが県の責務であることを明記すべき。	修正・追加 いわゆる「親亡き後の問題」への対応について規定を設けることについては、委員会においても、ご指摘のような懸念が指摘されたところであり、規定は設けないこととします。 なお、前文において、障がい当事者やそのご家族が生活上の不安を抱えているという課題を指摘することとします。
	エ 責務・役割等 (1)県の責務	三重県視覚障害者協会 以下の項目は、必要ないと考える。その理由は、障害者の保護監督に関して、必要以上に親の責務を押しつける風潮を助長する恐れがあるから。 「県は、障がい者の親等生活を主として支える者が死亡した後の障がい者の生活の維持を図るため、市町、関係機関、関係団体その他の関係者との連携に努めるものとする。」	修正・追加 ①この条例案では、差別等の具体例を定めることとしており、その作成や改定に当たって実態の調査等が行われることになると考えています。また、三重県障がい者差別解消支援協議会は、障がいを理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うこととされており、同協議会において、必要に応じて実態の調査等が行われることになると考えています。 ②県有施設等における利用の円滑化等については、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例を踏まえた県の責務を確認的に規定していることから、同条例の責務と統一を図るため、「環境の整備を行う」に修正します。(第5条第2項)
		三重県に障害者差別解消条例をつくる会 新たな項目として、 「障害にもとづく差別の実態や合理的配慮の提供のあり方について積極的に調査及び研究を行うとともに、率先して合理的配慮の提供を行うこと」を責務として設けていただきたい。 ②について 環境整備については差別解消法では、行政機関や民間事業者双方が努力義務にとどまっている。しかし、環境整備こそ、県が率先して取り組んでいかなければならない。県には、UD条例等もあることから、「努める」というのではなく、「行う」というより施策の具体化に向けてより踏み込んだ責務とする必要がある。	修正・追加 ①市町への情報提供や技術的助言等については、連携協力を行うことに含まれると考えており、個別の施策において必要な場合には、個別に規定することとしています。 ②国は「関係機関」に含み、事業者は「その他の関係者」に含むと整理してまいりましたが、条文上明確になるよう、国と事業者を明記します。「協働」の趣旨については、連携協力に含まれると考えています。(第6条)
	エ 責務・役割等 (2)市町等との連携協力	三重県に障害者差別解消条例をつくる会 素案の内容に加えて、 ①「市町に対して、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする」を明記していただきたい。 また、共生社会の実現に向けた取組は、国や事業者との連携や協働が必要であるので、 ②市町、関係団体の項目に、国、事業者を加えて明記するとともに、連携・協力するのではなく、市町が同じベクトルで取り組みをすすめるためにも、「連携、協働として取り組む」とすべき。	修正・追加

○障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例(仮称)案(素案)に対する意見及び意見への対応

議論済:委員会において整理が行われているもの / 修正・追加:条例案に反映したもの / その他:条例案に反映をしなかったもの等 / 引き続き協議:前回の委員会において積み残しとなっているもの

※下線部分は、前回の討議を踏まえて修正した箇所及び修正を反映した条文

項目	関係団体名等	意見	意見への対応
第1 総則	エ 責務・役割等 (3) 県民の役割	<p>三重県に障害者差別解消条例をつくる会</p> <p>障害者差別解消法において対象となる障害者は、「障害又は社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」であり、機能障害にとどまるものではない。 障害特性について一定の理解は必要かもしれないが、より重要なことは、個別の障害を理解するのではなく、障害の「社会モデル」の理解、個々のニーズへの対応方法、合理的配慮の提供のための建設的対話に必要なことについて理解を深めることであるので、そのことを条文で示していただきたい。 また、県又は市町が実施する差別を解消し、障害者の共生社会の実現のための施策に協力することも条文に加えていただきたい。 (障害者本人の意向に基づき、自立や社会参加に協力するだけでは不十分である。)</p>	<p>修正・追加</p> <p>①委員会においても、「社会モデル」の考え方を踏まえ、社会的障壁の問題についての理解を深めることを規定すべきではないかとの意見が出されており、「社会モデル」の考え方の理解を深めることに主眼を置いた文言に修正します。(第8条第1項)</p> <p>②県の施策への協力については、障がい等に対する理解を深めることや自立・社会参加への協力の前提になっていると考えていますが、その趣旨を明確にするために追加します(市町の施策への協力については、県の条例に規定することにはなじまないと考えられることから、市町での対応に委ねます)。(第8条第2項)</p>
	会派意見	<p>「自立及び社会参加に協力し」について、その趣旨は当然のことであると思うが、目指すべきところは、更にその先にあると言えるので、「協力」を「共に取り組む」といった趣旨に変更すべき。(新政みえ)</p>	<p>修正・追加</p> <p>「自立及び社会参加に協力」については、県民の役割のほか、啓発活動の規定にも存在するため、これらの規定同士の関係を踏まえ、次のように修正します。(県民の役割:第8条第2項、啓発活動:第31条第4項)</p> <p>①県民の役割の規定 「自立及び社会参加に協力し」を「自立及び社会参加への支援を主体的に行い」に修正。</p> <p>②啓発活動の規定 「自立及び社会参加への協力」を「自立及び社会参加への主体的な支援」に修正。</p>
	エ 責務・役割等 (4) その他	<p>三重県聴覚障害者協会</p> <p>第1総則の定義、第2障がい理由とする差別の禁止及び合理的配慮の提供に事業者が明記されているが、総則における責務・役割には事業者の責務が定められていません。 ・障害を理由とする差別の解消のために必要な措置を講ずるよう積極的に努めること。 ・県が行なう障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めること。 事業者の責務を新設し、これらを盛り込んでください。</p> <p>三重県に障害者差別解消条例をつくる会</p> <p>事業者の責務、役割を新たに、明記されたい 障害を理由とする差別の解消を推進し、共生社会を実現していくうえで、事業者の責任や役割は極めて重要であり、様々なサービスを障害者は事業者から得て生活を送っており、就労を通じた社会参加という観点からも共生社会づくりをすすめるうえで、欠かすことのできない存在であるので、明記するべきである。</p> <p>会派意見</p> <p>事業者の責務・役割について規定がないが、加えるかどうか議論すべき。(新政みえ)</p>	<p>修正・追加</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、事業者の役割として、県の施策への協力を努めることと事業活動を行うに当たって、共生社会の実現に主体的に取り組むことを規定します。(第7条) 差別解消のための措置の実施は、差別の禁止規定から当然に導かれるため、その点を直接は明示せず、「共生社会の実現に主体的に取り組むこと」に含むものとした。</p> <p>※委員会において、規定の順序について、県民の役割の後に規定し、「共生社会を実現する上で障がいを理由とする差別の解消が重要であることに鑑み」(県民の役割にある文言)と同種の文言を入れることができないかとの意見が出されました。 事業者の役割については、「県民の役割」にあるような文言を付加すると、表現が重複する可能性があるため、文言は追加しないこととしました。 順序については、行政機関等とともに差別の解消の義務を負う事業者についてまず規定することが望ましいと考えられるため、そのように整理しています。</p>
	オ 障害者計画の策定に関する方針	<p>会派意見</p> <p>障害者計画の策定に当たって考慮するものとして、関係法令のほか、「ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例、三重県手話言語条例その他関係条例」を追加する。(公明党)</p> <p>※条例も明記することにより、差別解消に向けての理解促進が図られる。</p>	<p>修正・追加</p> <p>「関係法令」の中にこれらの条例が含まれることを明記します(目的規定等における関係法令も同じであるため、目的規定中で示します)。</p> <p>※三重県手話言語条例は、条例の施策を障害者計画で定めることを明記しており、それとの都合上、例示は控える。</p>



○障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例(仮称)案(素案)に対する意見及び意見への対応

議論済:委員会において整理が行われているもの / 修正・追加:条例案に反映したもの / その他:条例案に反映をしなかったもの等 / 引き続き協議:前回の委員会において積み残しとなっているもの

※下線部分は、前回の討議を踏まえて修正した箇所及び修正を反映した条文

項目	関係団体名等	意見	意見への対応
<p>第2 障がいを理由とする差別の禁止等</p> <p>ア 差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供</p>	<p>三重県聴覚障害者協会</p>	<p>第1総則の責務・役割に県民の役割を定めていますが、それ以降県民については特に触れられていません。 県民に合理的配慮の提供を義務付けるのは難しいものがあるかもしれませんが、最低でも「不当な差別的取扱い」を禁ずるよう、ア 差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に県民の項目を新設してください。</p>	<p>その他</p> <p>三重県では、人権が尊重される三重をつくる条例において、障がい者の人権に関しても取組を行うこととしており、県民による差別行為については、人権に関する問題として対応されます。こうした相談窓口の活用なども図っていきます。 また、県民による差別の防止については、啓発活動を通じて推進していくこととしています。</p>
	<p>三重県に障害者差別解消条例をつくる会</p>	<p>名張市の「名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例」では、具体的な分野における差別の禁止について記されている。 また、第6条において「何人も、次条から第15条までに定める行為のほか、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことを明記している。 県の素案では、事業者と行政機関等がその対象であるような印象を受ける。しかし、障害者基本法の規定でも明らかなように、何人も障害のある人に対して、あらゆる分野において障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを明記し、誰もが差別することや権利利益を侵害する行為をしてはいけないことを盛りこむべきである。 また、各分野ごとに差別の禁止事項や合理的配慮の提供に関して明文化する必要がある。 これらを明らかにすることで、県民、事業者、行政機関等に具体的な情報提供が可能となり、共生社会の実現に向けた啓発の一つとなりうる。このため、茨城県のように知事名で告示するのではなく、誰もが関心を持ち、理解や認識を深めるためにも、条例に明文化するべきである。 明文化することで、それ以外のところが柔軟に対応できなくなるとの意見については、それ以外の差別事案が発生した場合に柔軟な対応が図れない状況があるのかどうかやそうした場合、どのような対応を図っているのかについて他県や他の市町の状況を調査することがまず必要である。  また、分野が絞れない場合は、「その他障害者の日常生活又は社会生活に関わりのある分野」とすることでよいと考える。  現行の障害者虐待防止法では、病院や学校はその対象はなっていない。このため、第2の障害を理由とする差別の禁止の項に、「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」という一文を加えていただきたい。</p>	<p>その他</p> <p>①差別について、具体的な分野ごとに例示するかどうかについては、例示を規定するという意見と、事例を具体化することによって、柔軟に対応できなくなる可能性もあり、慎重な議論が必要であるとの意見がありました。具体的な事例を条文で規定した場合、典型的な事例として規定したものが社会情勢の変化によって典型的なものではなくなる場合もあり、条例改正を頻繁に行う必要が生じるなどの課題が考えられます。そのため、知事において事例の具体化を図ることにより、相談事例等を踏まえて柔軟に対応することとしました。 なお、この条例案では、間接差別・関連差別については将来の課題としていますが、差別事例を条文で具体化した場合、間接差別等の禁止を条例で導入するに当たり、議論が困難になるおそれがあるため、そのような観点を含め、上記のような対応を図ることとしています。</p> <p>②障害者虐待防止法では、病院や学校における虐待について通報義務が規定されておらず、この点が同法の課題であると考えられますが、同法では、学校、保育施設、医療機関での虐待の防止等について規定しており、虐待の防止等を図る対応が一定程度図られています。条例で虐待の禁止を定めることには、同法の仕組みとの調整が必要であることなどの課題があることから、条例で規定を設けないことにご理解をいただきたいと思います。</p>
	<p>三重県障害者団体連合会</p>	<p>・「事業者は…社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。」と努力義務規定となっているが、合理的配慮の提供は「その実施に伴う負担が過重でないときは・・・」となっているので法的義務として記述されたい。 努力義務であれば、過度な負担にならない場合であっても社会的障壁の除去が実施されなくても仕方がないということになる。 (法律は民間事業者の私的自治に配慮)</p>	<p>その他</p> <p>合理的配慮の提供については、差別を回避するための措置であるという観点からは、いただきましたご意見のような対応が本来あるべきものであると考えています。 他方で、合理的配慮の提供については、その内容が多様なものであることに加え、その提供を求められる事業者の規模も多種多様であり、委員会における県内調査での聴き取りにおいても、合理的配慮の実施の義務化により負担が増加すること(新たな資金の調達や人員の確保等)を心配する意見がありました。 合理的配慮の提供が建設的対話の下になされるものであることや事業者からいただいたご意見を踏まえ、この条例案では、事業者による合理的配慮の提供を努力義務としつつ、事業者への支援を規定し、合理的配慮の提供が円滑に行われるようにしています。  なお、合理的配慮の提供については、障害者差別解消法の見直しの動向を注視し、必要な見直しに努めてまいります。</p>

○障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例(仮称)案(素案)に対する意見及び意見への対応

議論済:委員会において整理が行われているもの / 修正・追加:条例案に反映したもの / その他:条例案に反映をしなかったもの等 / 引き続き協議:前回の委員会において積み残しとなっているもの

※下線部分は、前回の討議を踏まえて修正した箇所及び修正を反映した条文

項目	関係団体名等	意見	意見への対応
<p>第2 障がいを理由とする差別の禁止等</p> <p>ア 差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供</p>	<p>三重県に障害者差別解消条例をつくる会</p>	<p>民間事業者の合理的配慮は、努力義務ではなく、行政機関等と同じく義務規定にすべきである。</p> <p>私たちの生活は、通勤や通学、旅行などのために電車やバスやタクシーに乗り、スーパーやコンビニで買い物をし、休みの日には、映画やスポーツを楽しんだりする。つまり、民間事業者から提供されるたくさんのサービスによって私たちの生活は成り立っている。</p> <p>民間事業者がきちんと合理的配慮を行ってはいじめて私たちは障害のない人と同じように暮らし、社会に参加していくことができるのである。</p> <p>合理的配慮は、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な変更及び調整である。合理的配慮の提供は、障害者や家族等との具体的な場面での対話こそ重要であり、共生社会の実現のために 欠かせないプロセスである。 全国の多くの自治体では条例が制定されたり、条例をつくらうと、取り組みがなされている。その多くの条例では、民間事業者も地方自治体と同様に、合理的配慮の提供を義務としている。</p> <p>条例に盛り込まれる予定の差別事案の紛争解決に向けた仕組みも合理的配慮を民間事業者に義務付けてこそ、実効性を伴うものとなる。</p>	<p>合理的配慮の提供については、差別を回避するための措置であるという観点からは、いただきましたご意見のような対応が本来あるべきものと考えています。</p> <p>他方で、合理的配慮の提供については、その内容が多様なものであることに加え、その提供を求められる事業者の規模も多種多様であり、委員会における県内調査での聴き取りにおいても、合理的配慮の実施の義務化により負担が増加すること(新たな資金の調達や人員の確保等)を心配する意見がありました。</p> <p>合理的配慮の提供が建設的対話の下になされるものであることや事業者からいただいたご意見を踏まえ、この条例案では、事業者による合理的配慮の提供を努力義務としつつ、事業者への支援を規定し、合理的配慮の提供が円滑に行われるようにしています。</p> <p>なお、合理的配慮の提供については、障害者差別解消法の見直しの動向を注視し、必要な見直しに努めてまいります。</p>
	<p>三重県視覚障害者協会</p>	<p>事業者の責務については、合理的な配慮をするように努めなければならないとあるのは、必要かつ合理的な配慮をしなければならない とすべきである。</p>	
<p>第2 障がいを理由とする差別の禁止等</p> <p>イ 障がいを理由とする差別を解消するための措置</p>	<p>三重県聴覚障害者協会</p>	<p>県民の役割を定める以上、県が責任を持ったフォローアップは必要です。「啓発活動」では足りないと考えます。(4)合理的配慮の提供に関する支援の対象を事業者だけでなく、県民へ広げてください。</p> <p>職員対応要領ではなく、例えば「障害者差別解消指針」というように県民に示し、県民が共有できるようなものが必要と考えます。</p>	<p>合理的配慮の提供義務を負う者は、行政機関等と事業者としていることから、合理的配慮の提供に関する支援の対象は事業者としています。</p> <p>なお、この条例案では、差別事例の具体化を図る措置を講ずるとしており、これにより、県民にも差別や合理的配慮の事例が把握しやすくなると考えています。</p>
	<p>三重県に障害者差別解消条例をつくる会</p>	<p>事前的改善措置は、不特定多数の障害者に対するもので、障害者差別解消法第5条に規定する「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備」にあたる。</p> <p>環境整備について差別解消法では、行政機関や民間事業者双方が努力義務にとどまっている。しかし、環境整備こそ、より県が率先して取り組んでいかなければならない。県には、UD条例等もあることから、「努める」というのではなく、「行う」というより施策の具体化に向けて踏み込んだ責務とする必要がある。</p> <p>検討事項⑩において、事前的改善措置が、障害者とともに歩んでいくという姿勢や趣旨で行われる旨を逐条解説に盛り込んでいくという事であるが、そういった姿勢の問題ではなく、社会的障壁の除去ならびに事前的改善措置は、共生社会を推進していくうえで必要不可欠であることや、環境整備が十分できていないからという理由で、合理的配慮の提供を怠ってはいけないことを逐条解説では触れる必要がある。</p> <p>情報の提供などに努めるという文言では不十分である。民間事業者等が障害者に対して、必要な合理的配慮を提供するための環境づくりについての財政的な支援を含めた新たな支援制度を新設するなど、その実現に向けて必要な施策を講ずるという趣旨の一文を設けるべきである。</p>	<p>①事前的改善措置については、当事者の意思の表明や負担の軽重を要件としていないため、これを法的義務とすると、行政機関等や事業者が負う義務の範囲が不明確になるおそれがあるほか、負担が過重になるおそれがあるため、努力義務としています。</p> <p>②県については、責務において、施設の改善等を定めており、これについては、努力義務を義務規定に修正します。(第5条第2項)</p> <p>合理的配慮に関する支援における情報の提供などは例示であり、経済的な支援も含んでいます。</p>

○障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例(仮称)案(素案)に対する意見及び意見への対応

議論済:委員会において整理が行われているもの / 修正・追加:条例案に反映したもの / その他:条例案に反映をしなかったもの等 / 引き続き協議:前回の委員会において積み残しとなっているもの

※下線部分は、前回の討議を踏まえて修正した箇所及び修正を反映した条文

項目		関係団体名等	意見	意見への対応
第2 障がいを理由とする差別の禁止等	イ 障がいを理由とする差別を解消するための措置	三重県視覚障害者協会	「…社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めるものとする。」この後に、以下を追加されたい。「関係職員に対する研修および施設利用者への啓発と要請を行うこと、その他の必要な環境の整備に努めるものとする。」理由は、施設職員だけの努力では改善が実らないことがあり、施設等の一般利用者にも趣旨の徹底や協力を要請することが必要であるから。	その他 障がい当事者による施設の円滑な利用等を図るためには、施設利用者への啓発などを行うことも「必要な環境の整備」に含まれると考えています。 なお、「環境の整備」については、まずは行政機関等や事業者において主体的に実施されるべきものであることから、条文では、「施設の構造の改善」や「職員に対する啓発」を例示しています。施設利用者への啓発などを行うことについては、逐条解説において明示します。
			「…的確に行うための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。」こうした[必要な支援]には、さらに具体的内容を追加すること。例えば、明石市条例のような合理的配慮のための財政的支援、模範的配慮の公表など。	その他 合理的配慮に関する支援における情報の提供などは例示であり、経済的な支援も含んでいます。合理的配慮の好事例の公表については、啓発活動の一つとして実施されることを想定しています。
第3 障がいを理由とする差別を解消するための体制	ア 相談体制	三重県障害者団体連合会	「差別事案以外の事案に関する相談を受けた場合において、当該事案が障害者虐待、雇用における不当な差別的取扱い・・・」 趣旨等 (3) 虐待や雇用差別など、条例における差別禁止の範囲に属さない・・・ といった記述がみられるが、当該条例は差別解消法の施行条例でなく、基本理念では「共生社会の実現」を求めており、条例の名称も「障がい者が暮らしやすい三重県・・・」とある中、差別禁止の範囲を矮小化する理由が理解できない。 障がい者への虐待や雇用差別などの障がい者への権利侵害に正面から向き合った条例にしていいただきたい。	議論済 ①虐待については、障害者虐待防止法において、障害者虐待を受けた障がい者に対する保護の仕組みなどが定められているため、条例で虐待の防止等を規定した場合、同法の仕組みとの調整が必要になります。また、虐待は差別と性質が異なる部分もあり、問題解決の仕組みを構築するに当たっては、その性質の違いを踏まえる必要があります。加えて、法律の仕組みと条例の仕組みが併存することにより、対応が複雑化しないかを慎重に検討する必要があります。これらを踏まえ、虐待については、障害者虐待防止法での対応に委ねることとしています。 ②雇用差別については、障害者雇用促進法で禁止され、労働局による紛争解決の仕組みが導入されていることから、条例で雇用差別を禁止する場合には、同法の手続との調整が必要になります。また、仮にこの点の調整をした上で、条例で雇用差別を禁止したとしても、労務管理に関する事項についての立入調査の権限を有しない県においては、実効的救済を確保できない可能性もあります。加えて、条例で雇用差別を禁止したとしても、この規定に違反する行為を直ちに無効にする効力はないと言わざるを得ず、その位置付けが曖昧になるおそれがあるという課題もあります。これらを踏まえ、雇用差別については、障害者雇用促進法での対応に委ねることとしています。 ③虐待等について相談があったときは、これらに対応することができる関係行政機関につなぐこととしています。
		三重県障害者団体連合会	・②県は・・・に関する相談に応ずるものとする。→「応じなければならない。」とされたい。 ・県において市町での障がい者差別に関する相談事例の集約をされたい。	修正・追加 ①相談に応じることについては、「応じなければならない」に修正します。(第16条第1項) ②県・市町における相談事例については、三重県障がい者差別解消支援協議会において集約し、共有することとなります。
		三重県聴覚障害者協会	「相談員」という言葉が使われていますが、我々障害者にとって相談員とは、古くからある「身体障害者相談員」というイメージがあります。 また、一般や事業者にとって「相談員」という言葉には敷居が高いものを感じるのではないのでしょうか。 アドバイザーまたは推進員というような言葉に変えて頂きたいです。	その他 ①相談業務に従事する者については、その職名によって、「相談に対応する者であること」が分かるようにする必要があります。また、他の道府県の条例においても、北海道の条例を除き、「相談員」という名称を付しており、「相談員」との名称とすることでご理解をいただきたいと考えています。 ②差別の解消については、相談員の設置にとどまらず、県においてその推進を担う者の配置などの体制づくりが進められるよう、議会として求めてまいります。
	三重県に障害者差別解消条例をつくる会	○「相談員」という名称ではなく、「差別解消推進員」という名称を用い、県民の理解を促進していくことのできる名称に変更するべきである。		

○障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例(仮称)案(素案)に対する意見及び意見への対応

議論済:委員会において整理が行われているもの / 修正・追加:条例案に反映したもの / その他:条例案に反映をしなかったもの等 / 引き続き協議:前回の委員会において積み残しとなっているもの

※下線部分は、前回の討議を踏まえて修正した箇所及び修正を反映した条文

項目	関係団体名等	意見	意見への対応
<p>第3 障がいを理由とする差別を解消するための体制</p>	<p>ア 相談体制</p>	<p>(1) 担当部局の相談窓口 相談については、不当な差別的取扱いのみならず、障害に関するあらゆる形態の差別（障害者権利条約に規定されているもの）の他、障害者差別解消法の対象にはならないが深刻な事態である障害者への誹謗中傷等やネット上での書き込み、一般私人の行為についても、相談窓口で相談に応じる必要がある。 委員会においても、差別かどうか微妙な案件についても相談に応じ、問題解決に向けた対応ができることが望ましいとの意見があり、障害当事者やその家族、関係者も差別に対する認識は、個々に異なる。窓口で相談に応じる者によっても、その認識は異なると思われる。 さらに、条例に規定する差別事案に限定をすることによって、相談を躊躇し、泣き寝入りの状況を強いられることが考えられる。 「自分が悪かったのか、いや、そうではないかもしれない」と迷ったときや「おかしいな」と気づいたときに気軽に相談でき、その相談に応じることのできる窓口として相談窓口が機能しなければ、相談体制そのものが機能しないと考える。 加えて、担当部局の相談窓口だけでなく、市町の相談窓口や三重県の専門相談機関などに、直接相談できる旨を明記するべきである。</p> <p>○障害者団体には、様々な相談が寄せられるが、そうした障害者団体が対応した相談に対する対応や連携、共有方法についても記述する必要がある。</p> <p>④県は②の業務を行うにあたり（以下略）とあり、その趣旨等として（3）関係行政機関につなぐ役割を果たすと書かれているが、その具体的な中身は何であるのか？つないだ先で、どのような解決がなされると現時点で考えておられるのか？ 関係機関への通告などを行うことで、不当な差別的取扱い等を受けたと感じて相談を行った本人やその関係者をいわゆるたらい回しにするのではないかと危惧する。 そうしたことにならないための必要な具体的な措置についても検討する必要がある。</p> <p>○予算や人材育成の負担が伴うためという理由で、市町との役割分担等を検討するのではなく、差別の解消を行うために必要な体制整備の実施およびそのための施策は、県の責務であるとの認識のもとで、市町との役割分担や協議を進めていただきたい。</p> <p>○障害のある女性の相談に対し配慮が必要である。安心して相談することができるために、女性の差別に関する知識を持った相談員が必要であり、相談員の要件に明記するべきである。相談員に女性を配置することも明記するべき。</p> <p>○相談員には、相談経験を有する障害当事者も入ることを明記するべきである。</p>	<p>①三重県では、人権が尊重される三重をつくる条例において、障がい者の人権に関しても取組を行うこととしており、県民による差別行為については、人権に関する問題として対応されます。こうした相談窓口の活用なども図っていきます。 また、県民による差別の防止については、啓発活動を通じて推進していくこととしています。</p> <p>②関係団体が相談を受けた事案について県による対応が必要な場合は、関係団体が「その他の関係者」に該当するものとして、県に相談していただくことが可能と考えられます。情報の共有等については、関係団体との連携を通じて行うことが考えられます。</p> <p>③条例における差別事案に該当しないものについては、例えば、雇用差別に関するものであれば、労働局を紹介し、労働局の仲介による紛争解決手続の実施に結びつけていくことなどを想定しています。その対応がたらい回しにならないよう、関係行政機関への通知などに当たっては、事案の解決に適した機関であるかを確認することが重要であると考えており、逐条解説において、運用上の留意点を示します。</p>
<p>第3 障がいを理由とする差別を解消するための体制</p>	<p>イ 紛争解決を図る体制</p>	<p>(4) ②に知事からの勧告が定められていますが、勧告及び意見聴取に従わなかった場合は公表できるという文言を入れてください。</p>	<p>①相談を受けた事案に関する助言、調整等を行う際には、市町その他の関係行政機関と連携することとしており、連携を通じて、市町との役割分担を進めることとしています。</p> <p>②相談員については、「障がいを理由とする差別の解消に関する知識経験を有する者」から任命することとしており、障がい当事者を資格要件に個別に列挙することは困難であることにつき、ご理解をいただきたいと考えています。 ご意見をいただきましたとおり、障がいのある女性が受けた差別に関しては、女性が相談しやすい者を配置するなどの対応が必要であると考えており、逐条解説において、相談員の任命に当たり、その点に留意することを示します。</p> <p>勧告に従わない場合に、その旨を公表する仕組みは、他の道府県の条例で採用されています。この仕組みを採用することは、勧告の実効性を担保する効果があるものの、一方で制裁的効果を伴うため、このような公表の仕組みが、当事者の自主的な解決を支援する仕組みとしての助言・あっせんになじむものであるかを慎重に検討する必要があります。 このようなことから、この条例案では、勧告に従わなかった旨を公表する規定は設けないこととしました。</p>

○障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例(仮称)案(素案)に対する意見及び意見への対応

議論済:委員会において整理が行われているもの / 修正・追加:条例案に反映したもの / その他:条例案に反映をしなかったもの等 / 引き続き協議:前回の委員会において積み残しとなっているもの

※下線部分は、前回の討議を踏まえて修正した箇所及び修正を反映した条文

項目	関係団体名等	意見	意見への対応
<p>第3 障がいを理由とする差別を解消するための体制</p> <p>イ 紛争解決を図る体制</p>	<p>三重県に障害者差別解消条例をつくる会</p>	<p>知事の附属機関としての第三者機関として位置づける、あるいは、知事が、必要に応じて第三者機関に諮問しながら、助言・あつせんを行うという場合にも、第三者機関としての独立性やそれらに応じた権限についての明記が必要である。</p> <p>平成30年2月20日に示された体制図を踏まえて検討する場合、第三者機関の委員には、権利擁護活動をしている権利問題に見識のある障害当事者(障害当事者団体の代表等)の枠や公募による委員の枠を設けるべきであると考えます。</p> <p>障害者差別解消支援地域協議会の人数が多いため、会議の運営などで課題が生じないか懸念があるのであれば、部会などを設けることも一つの方法であると考えます。</p> <p>第三者機関の委員の守秘義務規定を明確にするべき。</p> <p>助言及びあつせんの申し立ては、「あらゆる形態の差別を対象」とすることを明記するべき。</p>	<p>修正・追加</p> <p>知事が諮問する第三者機関については、条文化の際に具体的な仕組みを定めま す。委員の資格については、障がい当事者を含め、幅広い立場の方を任命すること ができるようにします。</p> <p>第三者機関の委員は、差別事案に関する調査審議を行うため、守秘義務を規定し ます。(第24条)</p>
	<p>三重県知的障害者育成会</p>	<p>「障がい者の家族その他の関係者は、障がい者の意思に反して」とありますが、差別を受けたとの認識が持てない障害児や重症心身障害者、脳性麻痺により言葉を発する機能が著しく不足する場合、知的障害者で障がいの重い人が不利益を被らない対応策の構築を願います。</p>	<p>その他</p> <p>助言・あつせんについて、障がい当事者以外の方が申し立てる場合について、当 事者の意思に反しないことを要件としています。具体的には、当事者が明示的に 反対の意思(申立てを望まないこと)を表明している場合を想定しています。</p> <p>意思の表明が困難な障がい当事者が不利益を被ることがないように、逐条解説にお いて、この要件の趣旨を詳しく解説するとともに、慎重に適用すべきものであるこ とを明らかにします。</p>
		<p>第三者機関は、どこが管理監督するのでしょうか? 知事の附属機関とありますから「第三者機関は、〇〇が管理監督する」との規定が必要だと考えます。 (理事からの意見) 所管課を『』書きで記入しても(高鶴)</p>	<p>その他</p> <p>第三者機関の庶務については、健康福祉部(4月1日以後は子ども・福祉部)の 障がい福祉課が行うことを想定しています。 庶務の所管については、規則に委任することも可能であり、行政部局の編制の変 更に柔軟に対応できるよう、規則で定めることとします。</p>
<p>第4 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策</p> <p>(2)情報のバリアフリー化</p>	<p>三重県に障害者差別解消条例をつくる会</p>	<p>正副委員長たたき台案の条文を規定することに概ね賛同する。条文案①、②に関する主語は県だけでなく、県議会も列記し、障害者の政治参加を推進していくためにも情報のバリアフリー化については、県だけでなく、県議会も含んだ文言とすることが必要である。</p> <p>また、③については、それに加えて、「情報の取得および利用のために必要な本人に対する教育や訓練を容易に受けることのできる環境の整備」についても明記していただきたい。</p> <p>さらに、検討事項⑭の条文案は②をのぞきすべて、「努める」規定であるが、「施策を講ずる」とすべき。</p> <p>加えて、多数の者に対する情報の提供及び意思表示の受領は、県や県議会などだけでなく、民間事業者からなされるものが多くある。このため、①と②については事業者も含め、事業者については、「努める」規定とすべき。</p> <p>①のその他の意思疎通のための手段については、逐条解説や県民へ配布するパンフレットなどにその具体例を設けるべき。(例えば、災害時にも機能する遠隔通訳サービス等)</p>	<p>その他</p> <p>①県議会は、「県」に含まれると解しています。 なお、条例の執行を知事が担うことに鑑みると、議会を並列して規定すると、議会の取組に対する知事からの介入が起こるのではないかなどの課題が生じるため、議会を並列することはしないこととしています。</p> <p>②この条例案は、障害者基本法第3条の理念を旨とすることとしており、同条第3号は、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」を定めています。いただいたご意見(本人に対する教育や訓練)については、この理念にのっとった施策の一環として行われると考えています。このような施策の一層の推進を議会として求めてまいります。</p> <p>③情報取得のバリアフリー化等については、その実施に予算措置が必要になることが考えられるほか、三重県手話言語条例において同種の規定を努力規定としていることから、「努める」としています。</p> <p>④事業者が行う障がい当事者の状況等に応じた情報の提供等については、合理的配慮の一環として行われるものと考えています(なお、県としては、合理的配慮の提供に関する事業者への支援を行うこととしています)。</p> <p>⑤その他の意思疎通手段については、いただいたご意見のとおり、逐条解説において具体例をお示しします。</p>

○障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例(仮称)案(素案)に対する意見及び意見への対応

議論済:委員会において整理が行われているもの / 修正・追加:条例案に反映したもの / その他:条例案に反映をしなかったもの等 / 引き続き協議:前回の委員会において積み残しとなっているもの

※下線部分は、前回の討議を踏まえて修正した箇所及び修正を反映した条文

項目	関係団体名等	意見	意見への対応
	(2)情報のバリアフリー化 三重県視覚障害者協会	「障がい者の意思疎通手段(要約筆記、点字、音声案内など)や情報の取得・利用のための手段の充実等」利用のための手段の充実には、利用のための情報の提供・教育・訓練を追加すること。そして、「意思疎通のための人的確保に努めること。」を追加すること。	①この条例案は、障害者基本法第3条の理念を旨とすることとしており、同条第3号は、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」を定めています。いただいたご意見(本人に対する教育や訓練)については、この理念にのっとった施策の一環として行われると考えています。このような施策の一層の推進を議会として求めてまいります。  ②意思疎通支援を行う人材の確保については、規定を設けることとしています。
第4 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策	(3)防災等 三重県に障害者差別解消条例をつくる会	正副委員長たき台では、災害対策基本法に規定する避難所に限定しているが、それを限定する理由はなぜか。 災害時には、障害のある多くの本人や家族は、避難所に避難できず、自宅や車のなかで過ごすことが多い。そのことを考えると、(1)障害福祉サービス等の項目にも関連すると思われるが、災害時において、障害福祉サービスの提供を受けている事業所において、当該の障害者が災害時に避難する予定の避難場所の把握や、災害時におけるサービス提供の手順書や個別の支援計画の策定を義務づけ、災害時に取り残されないための施策を講ずる必要がある。 避難行動要援護者支援者名簿について、実際にはどのように管理されているのかについて検証が必要であり、マンションやアパートなど人の出入りが激しい所などは把握している要援護者名簿が現状と合致していない場合も考えられる。 また、熊本の地震の際には、被災した障害者のもとへ名簿を頼りに行政職員が3か月後に駆けつけたという事例もあり、災害時に名簿が機能することは考えにくい。 また、県の障害福祉や防災の連携の下に、みえ防災・減災センターのシンクタンク機能等を活用し、「地域防災課題解決プロジェクト」として、市町や地域住民が一体となり、避難行動要支援者に対する効果的な避難支援方法の検討なども盛り込んでいただきたい。そして、災害時の支援を受けやすい環境をつくるためにも、地域の自治体で行われる避難訓練などに障害のある住民とその家族が参加することのできる避難訓練や避難所運営訓練を進めていく必要がある。	①災害時等における避難生活の支援は市町が担うこととされており、この条例案では、市町での取組が円滑に行われるよう県がサポートすること等を規定することとしています。 このうち、障がい当事者の避難生活を支える施策に関しては、いわゆるバリアフリー化などの体制の整備などが必要になるものが想定され、在宅避難や車中泊を含めると、その範囲がどこまでになるかが不明確になり、県が行うサポートの範囲も画定しにくくなる課題があるため、施策の対象を「避難所」でのものにしました(なお、国が取りまとめた「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針〔平成25年8月内閣府(防災担当)〕」では、避難所を拠点として在宅避難者を支援することとしており、避難所での良好な生活環境の確保を通じて、在宅避難者等への支援を充実させることが考えられます)。  ②要支援者名簿は、災害時等の避難を行うための前提になるものであるため、その名簿の作成や更新が適切に行われる必要があると考えています。この条例案では、災害時等の情報伝達や避難が適切に行われるように県がサポートすることとしており、その中には、名簿の作成や利活用の推進を進めることも含んでいます。逐条解説において、その趣旨を明らかにします。
	三重県知的障害者育成会	災害時には避難所へ行くことをためらい、車中などでの避難が最近の大災害時に明らかになっています。 障害理解から始まる差別の問題が大きく影響していると思われる事象です。  ①情報発信・取得の方法 ②トイレの問題 ③避難所の運営や設置 等  などについて、障がい当事者の意見聴取に取り組むなどの規定が必要だと思う(理事からの意見) 避難所で一番早くたどり着くのは、元気で何の問題もない人であるということに鑑み、運営マニュアルの策定を義務付ける等の対策が待たれます。 また、要望として、過去の大災害時のどのようなことが起きていたのかの情報収集も期待します。	①災害時等における避難生活の支援は市町が担うこととされており、この条例案では、市町での取組が円滑に行われるよう県がサポートすること等を規定することとしています。県では、避難所運営マニュアルの指針を策定しているところであり、条例の規定に基づいて、指針に基づいたマニュアルの作成などが進むことを期待しています。  ②過去の災害時の状況の調査研究については、防災対策全体に関係することであり、この条例の施策として規定することは困難ですが、東日本大震災では、障がい者の犠牲者の割合について、被災住民全体のそれと比較して2倍程度に上ったと言われており、障がい者が取り残されないようにすることが重要であると考えています。災害時等における障がい者に対する支援について一層の取組の推進を求めてまいります。

○障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例(仮称)案(素案)に対する意見及び意見への対応

議論済:委員会において整理が行われているもの / 修正・追加:条例案に反映したもの / その他:条例案に反映をしなかったもの等 / 引き続き協議:前回の委員会において積み残しとなっているもの

※下線部分は、前回の討議を踏まえて修正した箇所及び修正を反映した条文

項目	関係団体名等	意見	意見への対応
第4 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策	(4)選挙における配慮 三重県に障害者差別解消条例をつくる会	選挙は、日本の民主主義の根幹であり、政治参加もあらゆる分野における社会参加の一つとして含まれ、そのための社会的障壁の除去や必要な施策を講ずることが必要である。 このため、次の一文を追加されたい。 「選挙管理委員会は、選挙公報の配布や情報提供について、情報のバリアフリー化、選択の機会の確保を図るため、候補者に対して、自らの選挙公報を提出するよう必要な助言等に努めなければならない。」	修正・追加 <u>いただいたご意見を踏まえ、選挙等における支援に関する規定を設けます。なお、委員会において、被選挙権の行使に関しても規定を設けてはどうかとの意見が出されましたが、被選挙権については、公職選挙法で手続等が定められ、同法の規定との整理が難しいため、条例では規定しないこととしました。(第30条)</u>  なお、選挙公報の発行については、選挙の種類によって発行が義務でないものがある(公職選挙法第172条の2)こと、選挙公報への掲載文の申請が義務ではなく、かつ、文書で申請することとされている(同法第168条第1項)ことなどに照らすと、選挙公報に関する情報についてのご意見をこの条例案で規定することは困難であることにつき、ご理解をいただきたいと考えています。
	三重県視覚障害者協会	選挙については、「選挙公報の情報提供については、選挙管理委員会は、候補者に対して選挙公報のバリアフリー化の趣旨を認識して自らの選挙公報を提出するよう努めなければならない。」を追加すること。その理由は、選挙公報の点訳・音声化にそぐわない表現方法で提出されると、必要な障がい当事者に公報が伝わらないから。	
	三重県知的障害者育成会	現状での支援策を周知し、権利行使を支援する旨言及してもいいのではないのでしょうか。 そのうえで、どのような配慮を合理的配慮とできるかの検討を重ねていくとの文言を追加していただきたいと願います。 数年前には、他県で、代筆等も認めないと公言・実施していたところがありました。	
	会派意見	①選挙については、規定を設けない。(新政みえ) ②四日市市議会で検討されている条例では、選挙に関しての議論がされていなかったと聞いており、県の条例で選挙に関して規定すると、市町で検討してもらうチャンスにもなると期待される。書き方は検討が必要だが、規定を設けてほしい。点字投票、代理投票、郵便による不在者投票など既存の制度の周知も進め、社会はもとより当事者やその家族に投票権の行使を推進する必要がある。(公明党)	
(5)表彰	三重県聴覚障害者協会	表彰については判断に難しいものがあります。 単に表彰で終わらせるのではなく、事業者の好事例の収集及び周知、また「合理的配慮推進モデル事業者」の認定というように、事業者による社会全体の底上げとなるような施策にしてください。	修正・追加 差別の解消を含む共生社会の実現に向けた取組は、社会全体で行う当然のことであると言えるほか、「表彰」自体が目的化し、優良事例の展開が進まないことにならないようにする必要があることに鑑み、表彰制度は規定しないこととします。
	三重県に障害者差別解消条例をつくる会	私たち「つくる会」を構成する団体及び個人の中にも表彰について賛同する意見はあるものの、本来、共生社会の実現や差別の解消は、社会全体で取り組む当然のことであり、表彰を盛り込むことで、この条例の趣旨や意味合いが異なるものとなるので削除すべきである。 合理的配慮の提供に関する事例の蓄積は必要であるが、それらは、事例の募集とデータベース化を図ることや先駆的な取り組み事例については、県の広報媒体に掲載するなどして、啓発を行うことでよいと考える。	
	三重県知的障害者育成会	表彰されるためには、県民へのどのようなことが合理的配慮だと理解してもらう方策をとる必要があります。 どこかに合理的配慮に対して、好事例の収集を書き込むことはできないでしょうか。	
	会派意見	表彰制度は、殊更に設ける必要はないのではないかと。(新政みえ)	

○障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例(仮称)案(素案)に対する意見及び意見への対応

議論済:委員会において整理が行われているもの / 修正・追加:条例案に反映したもの / その他:条例案に反映をしなかったもの等 / 引き続き協議:前回の委員会において積み残しとなっているもの

※下線部分は、前回の討議を踏まえて修正した箇所及び修正を反映した条文

u003c/div>

項目	関係団体名等	意見	意見への対応
第4 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策	(6)啓発活動	<p>障害者差別解消法において対象となる障害者は、「障害又は社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」であり、機能障害にとどまるものではない。</p> <p>障害特性について一定の理解は必要かもしれないが、より重要なことは、個別の障害を理解するのではなく、障害の「社会モデル」の理解、個々のニーズへの対応方法、合理的配慮の提供のための建設的対話に必要なことを学ぶことである。そうしたことを理解する機会の提供を提供するなどの啓発活動が必要である。</p> <p>また、障害者差別解消法だけでなく、障害者雇用促進法に関する理解も充分とはいえない。</p> <p>改正障害者雇用促進法における合理的配慮に関する合理的配慮の提供などに関しては、障害者差別解消法と異なる点が多々ある。そうしたことの学習や知識を得る機会を提供することも重要な啓発活動の中身として、盛り込まれたい。</p> <p>また、他の者との平等を基礎として、権利を行使する主体として、障害のある本人が気づけなければ、権利利益の侵害や差別に遭遇していても気づかない。気づいても自分の責任に帰してしまうことが多い。このため、学校教育や社会教育において、自己を肯定し、権利について学習する機会を提供していくことを明記する必要がある。</p> <p>また、障害者の意思は、本人の経験や周囲の人との関係性、その人がおかれている状況により形成されていくものである。障害者の意思は、障害者の意思や判断のもとで行う体験や経験の積み重ねにより、その意思を示すことができるようになる。本人の意思の尊重をはかるためにも、そうした機会や体験の確保のための取り組みも検討されたい。</p>	<p>修正・追加</p> <p>①ご指摘の意見を踏まえ、「社会モデル」の考え方の理解を深める啓発活動を含めた文言に修正します。(第31条第3項)</p> <p>②この条例案では、雇用差別について障害者雇用促進法に委ねることとしており、同法の内容の周知啓発については、同法に基づく取組に委ねることとしています。</p> <p>③いただきましたご意見を踏まえ、当事者への情報の提供等を啓発活動の一つとして追加します。(第31条第2項)</p>
	会派意見	<p>合理的配慮が求められる具体的な場面等をイメージできる文言を追加してほしい(情報利用のバリアフリー化の規定では、点字、要約筆記などの具体例が書かれており、イメージがしやすい)。また、ハード、ソフトの両面での「心のバリアフリー」の醸成が重要であるので、その旨を規定すべき。(公明党)</p> <p>(条文イメージ)</p> <p>県は、バリアフリー観光、障がい者スポーツ、障がい者の芸術文化活動などの推進に努めるとともに、おもいやり駐車場、ヘルプマークなど障がい者の自立及び社会参加を促進するための取組及び制度の周知その他の啓発活動を行い、併せて県民に対し、心のバリアフリーの醸成を図るものとする。</p>	<p>その他</p> <p>①「バリアフリー観光、障がい者スポーツ、障がい者の芸術文化活動などの推進」は、障害者基本法や条例(みえの観光振興に関する条例、三重県スポーツ推進条例)による施策と重複するほか、啓発活動と位置付けることが困難であることから、条文には規定しないこととします。</p> <p>②おもいやり駐車場及びヘルプマークなど、要綱で実施している施策や民間の団体が実施している取組の名称を例示すると、条例がこれらの取組の名称変動等の影響を受けやすくなるため、条文上はそれらの取組を包括した文言とします。おもいやり駐車場などについては、逐条解説において例示として挙げます。</p> <p>③「心のバリアフリー」は、「高齢者、障害者等が安心して日常生活や社会生活が出来るようにするため、施設整備(ハード面)だけではなく、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力すること」とされています。これの醸成については、「障がい者の自立及び社会参加への協力〔「主体的な支援」に修正〕の重要性に関する意識の啓発」に含むと解することができるため、意見の趣旨を逐条解説において示します。</p>
(7)その他	三重県聴覚障害者協会	<p>項目を見ますと、日常生活の場面で不足しているところがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育(障害者がその言語及び特性に応じた教育を受けられるために)</li> <li>・雇用(雇用募集に対し、障害者に不利な条件や制限を課さないこと、また雇用後の職場定着支援を行なうために)</li> <li>・サービス(障害者とサービス提供者の間で、サービス提供にあたり、障害者に不利な条件や制限を課さないこと、またサービス提供者が合理的配慮を行うことを支援するために)</li> </ul> <p>※(1)障害者福祉サービスとは異なる。公共交通機関、不動産、商品などの販売を指す</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療(障害者が医療を受けるにあたり、制限や条件を課さないこと)</li> </ul> <p>これらの項目を新設してください。</p>	<p>修正・追加</p> <p>①教育及び就労支援については、規定を設けることとします。(第26条及び第27条)</p> <p>②前述のとおり、条文において、差別的取扱いや合理的配慮について分野ごとに規定することはしないこととしています。ご指摘の点については、分野ごとに知事が定める具体例を踏まえて対応が図られることとなります。</p>

16



○障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例(仮称)案(素案)に対する意見及び意見への対応

議論済:委員会において整理が行われているもの / 修正・追加:条例案に反映したもの / その他:条例案に反映をしなかったもの等 / 引き続き協議:前回の委員会において積み残しとなっているもの

※下線部分は、前回の討議を踏まえて修正した箇所及び修正を反映した条文

項目	関係団体名等	意見	意見への対応
第4 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策	三重県に障害者差別解消条例をつくる会	<p>教育についての施策について条文は設けていただきたい。 子どもの頃からの教育こそインクルーシブ社会の構築に重要であり、障害者権利条約24条では、第1項で教育の目的を達成することを謳い、そのために第2項の規定を確保するという構造になっている。第2項では、生活している地域における質の高いインクルーシブ教育やフル・インクルージョンという目的に則した個別の支援など、障害のある子どもとない子どもがともに学ぶ明確に位置付けている。 一般的意見4のパラグラフ34でも述べられている通り、合理的配慮を含むすべての支援は障害のない子どもがともに学ぶ機会を強化することが目的とされている。 このことから</p> <p>①生活している地域における質の高いインクルーシブ教育やフル・インクルージョンという目的に則した子どもと教員に対する障害に関する理解を深める研修や学習の機会の提供 ②フル・インクルージョンという目的に則した個別の支援の提供 ③生活している地域における質の高いインクルーシブ教育やフル・インクルージョンという目的に則した障害のある子どもとない子どもが共に学ぶ仕組みの構築の3つについて分けて規定すべき。</p> <p>※共に学ぶ仕組みの構築には、就学の手続きなども含む。</p> <p>また、交流及び共同学習の積極的な推進に関しては、盛りこむべきではない。 障害者基本法の規定を踏まえる必要があるということであれば、国会審議の議事録を精査して検討を行っていただきたい。</p>	<p>インクルーシブ教育の充実を図る規定を設けるべきであるとの意見をいただいていることを踏まえ、教育に関する規定を設けることとします。(第26条)</p> <p>修正・追加</p>
	(7)その他	<p>「障がいを持つ児童及び生徒とその家庭について、地域・学校とつながる機会の提供に努める」という趣旨の文言を加えてほしい。また、様々な学校に特別な支援を要する児童・生徒が在籍していることから、特別支援教育における教員の専門性の向上を図る文言を加えてほしい。(公明党)</p> <p>※障がいを持つ児童・生徒にとって、インクルーシブ教育の意義は、「交流を通じて、地元・学校とつながる」という点にあると考えられる。また、子どもの貧困に関する県の調査によると、貧困家庭には、子に障がいのある家庭が少なくない。加えて、子に障がいのある家庭は、親に障がいがある、親がアルコール依存症などの状況があると報告されている。このような課題を抱えた家庭が学校とつながることは非常に大切である。</p> <p>(条文イメージ) 県は、障害者基本法の規定を踏まえつつ、インクルーシブ教育を推進し、聾学校、盲学校、特別支援学校、特別支援学級などに在籍する障がいのある児童及び生徒と、障がいのない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることにより、障がい者の特性及び障がい者に対する理解や、合理的な調整及び変更についての理解を深めるための教育を推進すると共に、障がいのある児童及び生徒とその家庭(家族)に対して学校(地域)とつながる機会の提供に努めるものとする。又、教員の専門性の向上に対しても支援する。</p>	<p>①特別支援教育の推進については、<u>障害者計画(みえ障がい者共生社会づくりプラン)において施策が盛り込まれており、他の規定とのバランスも考慮する必要があるとの意見が出されたことから、同計画における対応に委ねることとします。</u></p> <p>②「交流及び共同学習」については、規定は不要であるとの意見もいただいていることを踏まえ、条文には規定しないこととします。<u>学校と地域とのつながりの確保については、課題があると考えられることから、規定を追加することとします。(第26条第2項)</u></p> <p>③合理的な調整及び変更についての理解を深めるための教育は、前述の修正部分(社会的障壁の除去の重要性に対する理解を加えること)に反映します。(第26条第1項)</p> <p>修正・追加</p>
	三重県に障害者差別解消条例をつくる会	<p>雇用の分野における合理的配慮や障害者雇用促進法に規定されている苦情処理・紛争解決援助について、障害者本人および事業者に対して周知していく取り組みを行うことを明記する。</p>	<p>雇用分野における差別事例の苦情処理・紛争解決援助については、障害者雇用促進法で規定されていることから、同法の仕組みに基づく処理に委ねることとしています。 なお、雇用差別に関し県に相談が寄せられた場合には、労働局に事案の伝達を行うなどのサポートを行います。</p> <p>その他</p>

## ○障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例(仮称)案(素案)に対する意見及び意見への対応

議論済:委員会において整理が行われているもの / 修正・追加:条例案に反映したもの / その他:条例案に反映をしなかったもの等 / 引き続き協議:前回の委員会において積み残しとなっているもの

※下線部分は、前回の討議を踏まえて修正した箇所及び修正を反映した条文

項目	関係団体名等	意見	意見への対応
第4 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策	(7)その他 会派意見	就労支援に関する規定について、検討された案では、「就業」との文言を使用しているが、福祉的就労(B型作業所など)があることも勘案すると、「就労」にしてはどうか。(新政みえ)	修正・追加 「就業」を「就労」に修正します。(第27条)
		四日市市の条例案を見ると、住居に関する項目と公共交通に関する項目が特出しされている。県の条例では、これらが入っていないので、追加するかどうか議論してほしい。(公明党)	その他 ①住宅の確保については、 <u>障害者基本法第20条で規定されているほか、障害者計画(みえ障がい者共生社会づくりプラン)において、グループホームの整備等も含めた施策が定められており、計画での対応に委ねたほうが施策の柔軟性が確保できるのではないかと</u> の意見が出されたため、 <u>同計画での対応に委ねることとします。</u>  【参考：障害者基本法】 (住宅の確保) 第二十条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。  ②公共交通については、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づいて取組が実施されているため、同条例での対応に委ねる。
第5 施策の推進体制	イ 障がい者を理由とする差別の解消の推進体制 三重県知的障害者育成会	相談専門機関と調整委員会が正しく機能しているか、監視する機能が必要かと思われる。三重県障害者差別解消支援地域協議会と条例の関係を明記し、協議会に相談や調整に関する報告機能を持たせるべきである。 また、処理状況の検討を行うための専門部会を立ち上げることで、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、より迅速かつ的確に対応することができる。	議論済 相談対応や助言・あっせんの状況について、三重県障がい者差別解消支援協議会において定期的に検証を行う規定を設けることとします。
		差別解消法だけではなく、虐待防止法や成年後見制度利用促進法においても同じようなメンバーでの組織の設置が求められています。別々に運営されるよりも、機能的に運営されることの方が効率のよい運営がなされたいと考えます。 例えば、障がい者権利擁護委員会との名称でくくって、必要に応じて、時間を有効活用しての会議開催も検討していただきたいと熱望しています。 障害者の権利擁護を一元的に管轄して運営すれば、財政の有効活用方法も考察できないでしょうか。	その他 障がい者施策に関しては、協議会等の仕組みが複数存在していることから、この条例案では、既存の仕組みを活用することを基本としています。 差別事案に関する助言・あっせんに関し、諮問を受ける第三者機関については、紛争解決のために必要な知識経験を有する者で構成される必要があることから、新たな組織を立ち上げることにしました。
第6 雑則等	ア 財政上の措置 三重県に障害者差別解消条例をつくる会	①差別の解消の推進を行うために必要な体制整備の実施と、社会モデルについて県民及び事業者等の理解を深めるための施策等を講じることが県の責務であり、それを行うためには「財政上の措置」が必要である。よって、「財政上の措置」を県の責務として規定すべき。 ②必要な財政上の措置を講ずることは、努めるではなく、県としての責務であるので、県の責務規定として、追加すべき。	その他 財政上の措置については、知事の予算編成権との関わりがあるため、この権限との関係を考慮し、努力義務にとどめています。